

長岡開府 400 年記念事業ロゴマーク使用の手引き

(趣旨)

- 1 この手引きは、長岡開府 400 年記念事業（以下「記念事業」という。）のロゴマークの使用を促進することで、記念事業を広く内外にアピールするとともに、全市を挙げて機運を高めていくため、ロゴマークの使用等に関して必要な事項を定めたものです。

(使用の届出)

- 2 ロゴマークを使用しようとする場合には、使用届に必要な事項を記入し、長岡開府 400 年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）に提出してください。

使用用途が次の基準に適合する場合には、ロゴマーク等の使用を承認します。

- (1) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2) 政治、宗教、思想等の活動に利用しないこと。
- (3) 営利目的に使用しないこと。
- (4) 長岡市及び記念事業のイメージを損なうおそれがないこと。

(変更の届出)

- 3 ロゴマークの使用届出後、使用内容に変更がある場合は、変更届を提出してください。

(届出の取消し)

- 4 次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の届出を取り消す場合があります。
 - (1) 虚偽その他不正の行為により届け出たとき。
 - (2) この手引きに定める事項に違反したとき。
 - (3) その他委員会が適当でないと認めたとき。

(届出を必要としない使用)

- 5 ロゴマークの使用が次のいずれかに該当する場合には、2に定める使用届を提出する必要はありません。

ただし、この場合であっても、2の(1)から(4)までに定める基準は、遵守してください。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (3) 私的な範囲内で使用する場合
- (4) その他委員会が承認を必要としないと認めた場合